様式第5号の3(第20条の4関係)(2)(表面)

標準字体	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

労災保険率特例適用申告書

下記のとおり労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条の2の労災保険率の特例の適用に係る申告をします。

事業主控

①労働保険番号

府県	所掌	管轄(1)	基幹番号								枝番号		

※③ 下記⑧の措置番号

特例適用申告事業	⑤事業	郵便番号		⑥ 事業の種類 (労災保険率表による)
		所在地		
		名称		
		電話番号	(　　)－(　　)　　番	
	⑦ 常時使用労働者数		人	
	⑧ 労働者の安全又は衛生を確保するための措置の内容 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3)			
	⑨ 上記⑧の措置を講じた保険年度		年度	
事業主	⑩ 事業の概要			
	⑪ 常時使用労働者数(企業全体)		人	

厚生労働大臣　　殿

年　月　日

住所

事業主　　記名押印又は署名

氏名

(法人のときは名称及び代表者の氏名)

(　　労働局長　　経由　)

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		㊞	

様式第5号の3(第20条の4関係)(2)(裏面)

〔注意〕

1　□□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折りまげたりしないこと。

2　※印のついた記入枠には記載しないこと。

3　記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、申告書右上に記載された「標準字体」にならって枠からはみださないように大きめのアラビア数字で明りょうに記載すること。

4　この申告書は、常時300人(金融業者若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)以下の労働者を使用する事業主が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「徴収則」という。)第20条の3の労働者の安全又は衛生を確保するための措置(以下「安全衛生措置」という。)を講じたときに提出することができること。

　なお、建設の事業及び立木の伐採の事業については、労災保険率の特例は適用されないこと。

5　この申告書には、徴収則第20条の4第4項に規定する安全衛生措置を講じたことを明らかにすることができる書類を添えること。

6　この申告書は、安全衛生措置を講じた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に提出すること。

7　①、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨欄には、安全衛生措置が講じられた労災保険率の特例の適用を受けようとする事業について記載すること。

8　⑥欄には、「労災保険率表」の事業の種類を記載すること。

9　⑦欄には、⑨欄の保険年度に属する各月の末日(賃金締切日がある場合には、各月の末日の直前の賃金締切日)における使用労働者数の合計数を12で除した数(船きょ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業については、当該保険年度における1日平均使用労働者数(延使用労働者数を当該保険年度中の所定労働日数で除したものをいう。))を記載すること。

10　⑧及び⑨欄には、徴収則第20条の4第2項の確認を受けた安全衛生措置及び当該措置を講じた保険年度を記載すること。

11　⑩欄には、事業主の行う主たる事業の内容を具体的に記載すること。

12　⑪欄には、⑨欄の保険年度において使用する全ての労働者数(企業全体)を記載すること。

13　この申告書を提出した場合は、⑨欄の保険年度の次の次の保険年度から連続する3保険年度について労災保険率の特例が適用されること。

　なお、労災保険率の特例が適用されるのは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項に規定する場合に該当する事業に限られるものであること。